○北陸地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市吉田西太田字札木二二〇一番から同市吉田西太田字札木二一五五番一まで	前	一二・四六～一七・〇九メートル	一キロメートル〇・三一八
	後	一四・九四～二四・二六	〇・三一八

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区本馬越二丁目八四一番三から同市中央区紫竹一丁目九番一二まで	前	三六・四六～五八・一五メートル	〇・三五〇キロメートル
	後	三六・四六～六三・一六	〇・三五〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市中央区本馬越二丁目八四一番三から同市中央区紫竹一丁目九番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	三六・四六～五八・一五メートル	〇・三五〇キロメートル
	後	三六・四六～六三・一六	〇・三五〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号　新潟市中央区本馬越二丁目八四一番三から同市中央区紫竹一丁目九番一二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百十六号　燕市吉田西太田字札木二二〇一番から同市吉田西太田字札木二一五五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○中部地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十一号　岐阜県加茂郡白川町河岐字下山一二八四番一から同町河岐字下山一二九〇番四まで　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○中部地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十六号　郡上市八幡町吉野字前平一六四一番三から同市八幡町吉野字前平一六四一番五まで　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

〃　郡上市八幡町吉野字宝田五一三番二地内　〃

〃　郡上市八幡町五町字イワバ新田五七五番四から同市八幡町五町字イワバ新田五七六番三まで　〃

〃　郡上市八幡町瀬取字杉瀬四番一地内　〃

供用開始の期日　平成二十七年三月三十一日

○中部地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊橋市前芝町字西鶴九番一から豊川市御津町上佐脇西区三三〇番一まで	前	一〇・九〇～八〇・二七メートル	三・五六一キロメートル
	後	一〇・九〇～五八・八九	三・五六一

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区宝神五丁目九〇一番一から同市港区宝神五丁目一〇〇二番一まで	前	三七・〇四～六〇・一五メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	五九・九八～六〇・一五	〇・〇一三

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所